

若年がん患者さんの在宅療養支援事業のご案内

1. 若年がん患者在宅療養支援事業について

「がん」は、我が国で2人に1人がかかるといわれ、死亡原因の第1位になっている中、久万高原町の若年のがん患者が、自宅で自分らしく安心して日常生活が送れるよう、がん患者等（がん患者及びその家族等）の負担軽減を図るため、がん患者が利用する訪問介護サービス等に対して、その利用料の一部を助成します。

2. 支援事業の対象となる方は

次の(1)～(4)のいずれにも該当する方です。

- (1) 久万高原町の区域内に住所を有し、次のいずれかに該当する方
 - 20歳以上40歳未満の方
 - 18歳以上20歳未満の方のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく小児慢性特定疾病医療費助成事業の認定を受けられない方
- (2) 一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと医師が判断したがん患者
- (3) 在宅療養上の生活支援又は介護が必要な方
- (4) 他の事業により、同様のサービスの利用を受けることができない方

3. 支援事業の対象となるサービスは

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問入浴介護
- (3) 福祉用具貸与



対象品目	車椅子	手すり（工事を伴わないもの）
	車椅子付属品（電動補助装置等）	スロープ（工事を伴わないもの）
	特殊寝台	歩行器
	特殊寝台付属品（サイドレール等）	歩行補助つえ
	床ずれ防止用具	移動用リフト（つり具を除く）
	体位変換器	自動排泄処理装置

(4) 特定福祉用具購入

対象品目	腰掛便座	簡易浴槽
	自動排泄処理装置の交換可能部品	移動用リフトのつり具の部分
	入浴補助用具	

4. 助成額・助成上限額は

対象サービス利用料（1ヶ月上限6万円）の9割相当額を助成します。

※生活保護受給者は上限内の全額（10割）を助成します。

（参考）生活保護受給者以外の方の1月当たりの助成上限額

1月当たりのサービス利用料上限は $60,000 \text{円} \times 0.9 = \underline{54,000 \text{円}}$ になります。

5. サービス提供事業者とは

介護保険法に基づく指定事業者の中から届出に応じて、本事業のサービス提供事業者を登録します（※届出書は事業所毎に1枚必要です）。サービス提供事業者の選定は、登録事業者の中から、本事業の申請者自身が選定・契約していただきます。

6. 申請及び助成金の支払方法は

(1) 申請

- ①申請者：対象となるがん患者及びその家族
- ②申請書類：申請書、意見書（主治医が記載したもの）

(2) 助成金の請求及び支払

申請者から委任を受けたサービス提供事業者からの請求により、久万高原町がサービス提供事業者に直接支払います。

7. 支援事業の有効期間は

(1) 始期

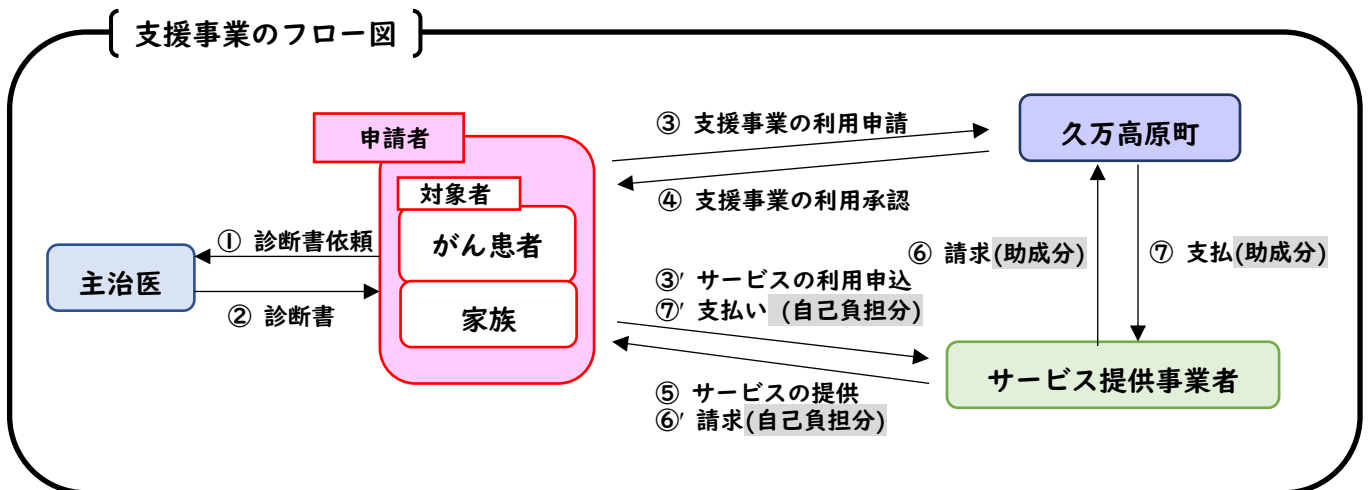
申請日以降のサービス利用開始（予定）日

(2) 終期

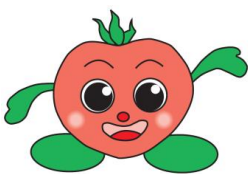
有効期間の始期から1年間または対象者の40歳の誕生日の前々日まで

（※有効期間満了日以後も本事業の対象となる場合は、再申請可。）

8. 支援事業の主な流れは



9. 申請先・お問合せ先



久万高原町役場 久万保健センター

〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万65番地1

開庁時間：平日 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始を除く。）

電話：0892-21-2700 FAX：0892-21-0934

～ご不明なことがありましたらお気軽にお問合せください～